

No.119「パーソナルコンピュータ Version 2.1」の認定基準の軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version 2.0」について、以下の改定案のとおり軽微な改定を行う。

プリンタの認定基準においては、プラスチックの黒色を表現するために着色剤として必要であるため、例外規定として認められている。パーソナルコンピュータにおいても、同様の意見があり、見直すもの。

参考：プリンタ認定基準(抜粋)

(16)筐体、筐体部品のプラスチックは、カドミウム、鉛を処方構成成分として添加していないこと。筐体、筐体部品のプラスチックは、発がん性物質（IARCの発がん性物質に分類されている物質：グループ1、2A、2B）、を添加していないこと。ただし、チタニウムイエロー、三酸化アンチモンおよびカーボンブラックは除く。

改定（下線部を追加）

添付2 チェックリスト「パソコンの化学物質」第3項（適用部位：筐体、筐体部品）

その機器をエコマークに申込む時点のIARC(国際がん研究機関)の発がん性物質に分類されている物質（レベル1、2A、2B）を処方構成成分として添加していないこと。ただし、チタニウムイエロー、三酸化アンチモンおよびカーボンブラックは本項目を適用しない。

IARCに規定する上記物質のうち、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀および特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）は、第7項の含有条件を優先とし、第7項を適用した物質は本項目を適用しない。

処方構成成分の考え方の事例：筐体に使用するポリオキシメチレン樹脂（ポリアセタール樹脂、POM）の原料であるホルムアルデヒドは、パソコンに直接使用することを目的とした物質ではなく、パソコン筐体の原料である。原料を反応させて得られる樹脂をパソコン筐体として使用するものであって、ホルムアルデヒドそのものをパソコン筐体とする目的で使用するものではないため、処方構成成分として添加するものには当たらない。

同様に、ポリスチレン樹脂の原料であるスチレンモノマーは、スチレンモノマーを反応させて得られる樹脂をパソコン筐体として使用するものであって、スチレンモノマーをパソコン筐体とする目的で使用するものではないため、処方構成成分として添加するものには当たらない。筐体中に残留する未反応スチレンモノマーについても処方構成成分として添加するものには当たらない。

2007年4月13日改定

以上